

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 ベルタラニチュ ボシティアン

ベルタラニチュ ボシティアン氏から提出された博士学位請求論文「THE ADRIATIC QUESTION AND THE YUGOSLAV PRISONERS OF WAR IN JAPAN – AN ASSESSMENT OF JAPANESE-YUGOSLAV RELATIONS DURING THE FIRST WORLD WAR (邦題: 第一次世界大戦期における日本とユーゴスラビアの関係 — アドリア海問題と日本に収容されたユーゴスラビア捕虜問題を通して)」は、全六章からなり、全体で164頁である。本論文は、第一次世界大戦期における日本とユーゴスラビアの関係について、パリ講和会議において発生したアドリア海問題と日本に収容されたユーゴスラビア捕虜問題を通して論じたものである。本論文の意義は、スロベニアや旧ユーゴスラビア諸国の歴史オグラフィーにおいてはほとんど記述されず、調査も行われてこなかった第一次世界大戦中のユーゴスラビアと日本の関係に関して、特に初めてユーゴスラビアが誕生した時の日本の対ユーゴスラビア認識に関わる諸問題を包括的に論じているところに認められる。

論文はイントロダクションに続き、第二章ではパリ講和会議において発生したユーゴスラビア問題やそれに関連したアドリア海問題を取り上げている。ここでは、既存研究によりユーゴスラビアという観念の起源や発展を論じ、その後、第一次世界大戦以前に始まった南スラブの政治統一に関する背景的な説明がなされている。

第三章では、第一次世界大戦期の日本外交政策や日本がパリ講和会議で果たした役割が二次資料に基づいて検討されている。ここではまず1914年から戦争の結末までの主な国際問題に対して（特にアジアに対する）日本外交の姿勢が整理されている。それに続いてパリ講和会議で取り上げられた諸問題への日本の立場が検討されている。結果的には、パリ講和会議において、日本は明確な国益に基づき、かつ厳密な交渉戦略を用いた点、日本が米国の新たな世界秩序の計画や国際連盟の提案を慎重にとらえていた点、そして当時はヨーロッパ情勢に対して具体的な計画が無かった点が明らかにされている。

第四章では、パリ講和会議で発生した問題の中からユーゴスラビアとイタリアの領土問題（アドリア海問題）を取り上げている。外交史料を用いて、パリ講和会議の日本の外交使節団や東京の外交調査会がユーゴスラビア問題に対してどのような姿勢をとってきたかが分析されている。その上で、日本の外交姿勢を米国、イギリス、フランス、イタリアとの関係から提示している。ここで明らかにされるのは、日本がイタリアの代表団と良好な関係を築き、情報交換や意見交換はスムーズに行われた点である。そして、分析した文書の中で、イタリアとユーゴスラビアの対立に関して日本が注目をしていたこと、さらには、日本は米国との対立から、アドリア海問題に対しても影響が出るほどイタリアと密接な関係が築かれていったことが示される。

第五章は、本論文の白眉である。ここでは、日本に収容された南スラブ捕虜に関する未使用の外交史料を分析し、これまで知られていなかった史実を明らかにしている。ここで扱われる捕虜問題はいくつかの段階に分かれている。第一に1915年に在日イタリア大使館がオーストリア＝ハンガリー兵の間に発生した暴力について日本外務省に情報を求めた時に捕虜問題が発見された段階。第二は1916年に在日イタリア大使館が、オーストリア＝ハンガリー兵の中から捕虜13人の移動と引き渡しを求めた段階。そして最後は、戦争の終結時に始まり、パリ講和会議において発生したアドリア海問題と同時に、南スラブ捕虜の国籍や帰国が問題化された段階、である。上記のそれぞれの段階で捕虜問題を調査する形で日本政府が関与したことで、日本政府として捕虜間に現れる形でヨーロッパで生起してきた民族や国籍問題を体験することになった過程が詳細に描かれている。ここに示されるのは、第一次世界大戦終結時に、国境の引き直しに連動する形で生起していった複雑化する捕虜の国籍問題と連動しながら、日本政府がこの国籍問題という新たな困難に直面し、日本の独自の外交関係を展開する端緒ともなった可能性である。

第六章（結論）では、本論文での議論を的確にまとめているほか、今後の研究展望（捕虜のその後）が示されている。

このような内容を持つ本論文は、以下の点で極めて高い評価ができる。第一に「アドリア海問題」という国境問題を捕虜の問題と関連づけるという問題設定の新しさである。第二に日本と旧ユーゴスラビアの歴史関係の新たな研究の展開への先鞭をつけるものであるという点である。これは、日本の旧ユーゴスラビア外交が欧米追随であったとする従来の見解を否定する挑戦的な視角を有していることに関わっている。第三に日本における南スラブ捕虜に関する未使用の外交史料を用いたオリジナリティーである。欧米の捕虜研究の中では全く見落とされていた問題を提示した点で、極めて高い意義を認めることができる。このように、新しい問題設定と未開拓の外交史料の活用が見事に融合して、新たな日本と旧ユーゴスラビア関係の歴史研究の展望を開いた点で重要な学術的貢献となっている。

しかし、本論文には未だ多くの改善の余地が残されている。第一に、第五章の重要性和成果とは対照的に、第二章から第四章に関しては、主に二次資料が使われているものの、重要な先行研究の参照が十分になされていない点に問題があることが指摘された。そのため、専門的な観点からは論文の前半がやや「薄さ」が感じられるという問題である。第二に、捕虜（とその送還）の問題と深く関連する国際関係への配慮がもう少しなされる必要があるという指摘もなされた。特に、ヨーロッパにおける海軍を取り巻く国際関係と結びつけるといった視座を含めることも分析の上では必要であったという問題である。しかし、このような指摘は、学界に対して大きな貢献となる本論文の学術的価値を損なうものではない。したがって、本審査委員会は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。